

# 弁護士費用基準

事 件 等	種 類	弁 護 士 費 用 の 額		
法律相談	法律相談料	30分ごとに 5,500円		
通 常 民 事 事 件	訴訟事件	着 手 金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下 8% 300万円を超え3000万円以下 5%+9万9千円 3000万円を超え3億円以下 3%+75万9千円 3億円を超える場合 2%+405万9千円  *経済的利益の額のパーセンテージには消費税が加算されます。 *事件の内容により30%の範囲内で増減額することがあります。 *着手金の最低額は22万円		
		報 酬 金 得られた経済的な利益の額が 300万円以下 16% 300万円を超え3000万円以下 10%+19万8千円 3000万円を超え3億円以下 6%+151万8千円 3億円を超える場合 4%+811万8千円  *経済的利益の額のパーセンテージには消費税が加算されます *事件の内容により30%の範囲内で増減額することがあります。 訴訟事件に準ずる。		
	調停事件 示談交渉	着 手 金 報 酬 金 * 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、新たに受任する事件の額の1/2あるいはその差額のいずれか高い額とする。 * 着手金の最低額は11万円		
	民事保全事件 (仮差押・仮処分)	着 手 金	訴訟の1/2	
		報 酬 金	* 担保金等実費は別途 訴訟に準ずる(訴訟と継続して行う場合は訴訟報酬と一体)	
	民事執行事件 (強制執行等)	着 手 金	訴訟の1/2	
		報 酬 金	* 実費は別途 訴訟に準ずる(訴訟と継続して行う場合は訴訟報酬と一体)	
	家 事 事 件	離婚事件	示談交渉 調停事件	着 手 金 報 酬 金 22万円 * 金銭請求がある場合は最低額を22万円とし、通常の「調停事件」に準ずる
			訴訟事件	着 手 金 報 酬 金 33万円 * 金銭請求がある場合は最低額を33万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる
		訴訟事件	着 手 金	33万円 * 金銭請求がある場合は最低額を33万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる
報 酬 金			33万円 * 金銭請求がある場合は最低額を33万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる	

家 事 事 件	遺産分割	示談交渉	着 手 金 報 酬 金 22万円 通常の「訴訟事件」に準ずる
		調停事件 審判事件	着 手 金 報 酬 金 最低額を33万円とし、通常の「訴訟事件」に準ずる 通常の「訴訟事件」に準ずる
	簡易な家事審判事件 (子の氏の変更 相続放棄・限定承認 申述手続き等)	着 手 金	11万円～22万円
		報 酬 金	原則として報酬は不要 * 交渉を伴う場合は、「示談交渉」に準ずる
負 債 整 理 ・ 倒 産 処 理	任意整理	着 手 金	債権者1社ごとに、2万7,500円
		報 酬 金	原則として報酬は不要。 ただし、過払い金の返還があった場合には、返還額の15%+消費税を報酬として別途頂きます。
	破産事件 (個人)	着 手 金	33万円 * 事件の難易度が高い場合、増額する * 予納金等実費は別途
		報 酬 金	原則として報酬は不要 ただし、過払い金の返還があった場合には、返還額の15%+消費税を報酬として別途頂きます * 事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%+消費税
	破産事件 (会社)	着 手 金	負債額を基準として 2億円まで 55万円～110万円 3億円以上 110万円～ * 予納金等実費は別途
		報 酬 金	原則として報酬は不要 * 事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%+消費税
	個人再生事件	着 手 金	33万円～44万円 * 予納金等実費は別途
		報 酬 金	原則として報酬は不要 * 事件の難易度が高い場合、免除債務額の10%+消費税
	民事再生事件 (会社)	着 手 金	220万円～ * 予納金等実費は別途
		報 酬 金	弁済額、免除債権額、延べ払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定
その他	公正証書遺言 作成	着 手 金	11万円 * 公証人手数料等の実費は別途
		報 酬 金	33万円
刑 事 事 件	刑事事件	着 手 金	不起訴、執行猶予、求刑より軽減された場合 22万円～ * 示談解決を含むときは33万～
		報 酬 金	
顧 問 料		事業者の場合 月額5万5,500円～	